

787 中央大学記事（特選給費学生規定）

〔『法学新報』第34卷2(385)号 大正13年2月5日〕

○中央大学記事

○特選給費学生規定 本大学卒業生にして学術の研究を従事せんと欲する者の為めに特選給費の制を設けられたることは前号に報道せる所なるも其規定全文は左の如し

- 一、大学院ニ特選給費学生ヲ置ク
- 二、特選給費学生ハ本学卒業生中學力優秀ニシテ心身健全永ク学術ノ攻究ニ從事セント欲スル者ヨリ之ヲ選定シ学資ヲ給与

シ大学院ニ於テ攻究ヲ為サシム

三、特選給費学生ハ當該学部教員会ニ於テ銓衡シ之ヲ学長ニ推薦スヘシ

前項ノ推薦アルトキハ学長ハ理事会ノ決議ヲ經テ之ヲ選定ス
四、専門部卒業生ニシテ其履修シタル外国语中英、仏、独ノ一
國語ニ付学部教員会ニ於テ行フ試験ニ合格シタルモノハ特選
給費学生トシテ推薦セラル、コトヲ得

五、特選給費学生ニ給与スヘキ学資ハ月額金七拾五円以下トシ
二年間之ヲ給与ス但シ必要アルトキハ学長ニ於テ理事会ノ議
ヲ経テ更ニ期限ヲ定メ給与ヲ繼續スルコトヲ得

六、特選給費学生ニ対シテハ攻究料ヲ徵收セス

七、特選給費学生ハ学長ノ許可ヲ得タル以外ノ業務ニ從事スル
コトヲ得ス

八、特選給費学生ニシテ其地位ニ在ルニ適セサルニ至リタルト
キハ学長ニ於テ理事会ノ決議ヲ経テ之ヲ免ス